

(公印・契印省略)
国海安第93号
令和5年10月11日

一般社団法人 日本舶用工業会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
松尾 真治

船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

○3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分、二重傍線の部分は新設部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>(無線電信等の施設)</p> <p>311-22.0(a) ～(d) (略)</p> <p>(e) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。</p> <p>(1) 100GT未満の漁船</p> <p>SSB無線電話</p> <p>27 MHz無線電話</p> <p>40 MHz無線電話</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p><u>ワイドスターⅢ設置型端末((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u></p>	<p>(無線電信等の施設)</p> <p>311-22.0(a) ～(d) (略)</p> <p>(e) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。</p> <p>(1) 100GT未満の漁船</p> <p>SSB無線電話</p> <p>27 MHz無線電話</p> <p>40 MHz無線電話</p> <p><u>マリンホン(マリンホンのサービスエリア内を航行するものに限る。)</u></p> <p><u>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u></p> <p><u>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u></p> <p><u>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u></p> <p><u>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u></p> <p><u>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u></p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>(新設)</p>	<p>サービス停止 済の端末削除</p> <p>ワイドスター Ⅲ設置型端末</p>

<p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB <u>イリジウム衛星電話</u> Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 スラヤ衛星電話</p> <p>(2) 近海区域を航行区域とする船舶(100GT以上の旅客船及び限定近海貨物船を除く。) SSB無線電話 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) <u>ワイドスターⅢ設置型端末((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB <u>イリジウム衛星電話</u> Isat Phone Pro、Isat Phone 2</p>	<p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB <u>イリジウム</u> Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 スラヤ衛星電話</p> <p>(2) 近海区域を航行区域とする船舶(100GT以上の旅客船及び限定近海貨物船を除く。) SSB無線電話 <u>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> 衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) (新設)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB <u>イリジウム</u> Isat Phone Pro、Isat Phone 2</p>	<p>の新設</p> <p>イリジウム端末の明確化</p> <p>サービス停止済の端末削除</p> <p>ワイドスターⅢ設置型端末の新設</p> <p>イリジウム端末の明確化</p>
---	---	---

<p>Oceana 800 スラヤ衛星電話 (3) 限定近海貨物船 SSB無線電話 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) <u>ワイドスターⅢ設置型端末((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB <u>イリジウム衛星電話</u> Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 (4) 沿海区域を航行区域とする船舶(限定沿海区域を航行区域とする船舶及び小安則第2条第3項に規定する沿岸小型船舶を除く。) SSB無線電話 VHF無線電話</p>	<p>Oceana 800 スラヤ衛星電話 (3) 限定近海貨物船 SSB無線電話 <u>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> 衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) (新設)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB <u>イリジウム</u> Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 (4) 沿海区域を航行区域とする船舶(限定沿海区域を航行区域とする船舶及び小安則第2条第3項に規定する沿岸小型船舶を除く。) SSB無線電話 VHF無線電話</p>	<p>サービス停止 済の端末削除</p> <p>ワイドスター Ⅲ設置型端末 の新設</p> <p>イリジウム端 末の明確化</p>
--	--	---

<p>27 MHz無線電話 40 MHz無線電話 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) <u>ワイドスターⅢ設置型端末((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB <u>イリジウム衛星電話</u> Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 スラヤ衛星電話 ただし、100GT以上の旅客船にあつては、SSB無線電話、衛星船舶・車載端末01、<u>ワイドスターⅢ設置型端末</u>、インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB、<u>イリジウム衛星電話</u>、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、</p>	<p>27 MHz無線電話 40 MHz無線電話 <u>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> 衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) (新設)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB <u>イリジウム</u> Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 スラヤ衛星電話 ただし、100GT以上の旅客船にあつては、SSB無線電話、<u>サテライト・マリンホン</u>、<u>サテライトホンDoPaN21</u>、<u>ワイドスター・マリンホン</u>、<u>ワイドスターDoPaN21</u>、<u>ワイドスター・デュオ</u>、<u>衛星船舶・車載端末01</u>、インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、イン</p>	<p>サービス停止 済の端末削除</p> <p>ワイドスター Ⅲ設置型端末 の新設</p> <p>イリジウム端 末の明確化</p> <p>サービス停止 済の端末削除</p> <p>ワイドスター Ⅲ設置型端末 の新設</p>
---	--	---

<p>Oceana 800又はスラヤ衛星電話に限る。</p> <p>(5) <u>限定沿海区域を航行区域とする船舶</u></p> <p>SSB無線電話 VHF無線電話 27 MHz無線電話 40 MHz無線電話 5 W出力型VHF無線電話(マリンVHFを含む。以下同じ。)<u>(当該船舶の母港がVHFのサービスエリア内にあるものに限る。)</u> 400 MHz無線電話<u>(当該船舶の母港が当該400 MHz無線電話のサービスエリア内にあるものに限る。)</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) 衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行</p>	<p>マルサットFleet F77、インマルサットFB、<u>イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、Oceana 800又はスラヤ衛星電話に限る。</u></p> <p>(5) <u>限定沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶</u></p> <p>SSB無線電話 VHF無線電話 27 MHz無線電話 40 MHz無線電話 5 W出力型VHF無線電話(マリンVHFを含む。以下同じ。)<u>(限定沿海船にあつては、当該船舶の母港がVHFのサービスエリア内にあるものに限る。)</u> 400 MHz無線電話<u>(限定沿海船にあつては、当該船舶の母港が当該400 MHz無線電話のサービスエリア内にあるものに限る。)</u> <u>マリンホン(限定沿海船にあつては、当該船舶の母港が当該マリンホンのサービスエリア内にあるものに限る。)</u> <u>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> 衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行</p>	<p>イリジウム端末の明確化</p> <p>限定沿海区域と平水区域の分離</p> <p>限定沿海区域と平水区域の分離</p> <p>サービス停止済の端末削除</p>
---	---	--

<p>するものに限る。)</p> <p><u>ワイドスターⅢ設置型端末((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u></p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p><u>800 MHz携帯電話・自動車電話(ただし、令和4年国土交通省告示第1080号附則第2条第2項の適用を受ける船舶であって、主要航路で通話可能な場合に限る。)</u></p> <p><u>1.5 GHz携帯電話・自動車電話(ただし、令和4年国土交通省告示第1080号附則第2条第2項の適用を受ける船舶であって、主要航路で通話可能な場合に限る。)</u></p> <p><u>2.0 GHz携帯電話・自動車電話(ただし、令和4年国土交通省告示第1080号附則第2条第2項の適用を受ける船舶であって、主要航路で通話可能な場合に限る。)</u></p> <p><u>イリジウム衛星電話</u></p> <p>Isat Phone Pro、Isat Phone 2</p> <p>Oceana 800</p> <p>スラヤ衛星電話</p> <p>ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、衛星船舶・車載端末01、<u>ワイドスターⅢ設置型端末</u>、<u>インマルサットミニM</u>、<u>インマルサットFleet F33</u>、<u>インマルサットFleet F55</u>、<u>インマルサットFleet F77</u>、<u>インマルサットFB</u>、<u>イリジウム衛星電話</u>、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、Oceana 800又はスラヤ衛星電話に限る。</p>	<p>するものに限る。)</p> <p>(新設)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p><u>800 MHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)</u></p> <p><u>1.5 GHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)</u></p> <p><u>2.0 GHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)</u></p> <p><u>イリジウム</u></p> <p>Isat Phone Pro、Isat Phone 2</p> <p>Oceana 800</p> <p>スラヤ衛星電話</p> <p>ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、<u>サテライト・マリンホン</u>、<u>サテライトホンDoPaN21</u>、<u>ワイドスター・マリンホン</u>、<u>ワイドスターDoPaN21</u>、<u>ワイドスター・デュオ</u>、<u>衛星船舶・車載端末01</u>、<u>インマルサットミニM</u>、<u>インマルサットFleet F33</u>、<u>インマルサットFleet F55</u>、<u>インマルサットFleet F77</u>、<u>インマルサットFB</u>、</p>	<p>ワイドスターⅢ設置型端末の新設</p> <p>告示第1080号附則適用明確化</p> <p>イリジウム端末の明確化</p> <p>サービス停止済の端末削除</p> <p>ワイドスターⅢ設置型端末の新設</p>
--	--	---

<p>(6) 平水区域を航行区域とする船舶 SSB無線電話 VHF無線電話 27 MHz無線電話 40 MHz無線電話 5 W出力型VHF無線電話 400 MHz無線電話 衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスターⅢ設置型端末((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB 800 MHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。) 1.5 GHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。) 2.0 GHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。) イリジウム衛星電話 Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 スラヤ衛星電話 (7) 沿岸小型船舶 SSB無線電話 VHF無線電話</p>	<p>イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、Oceana 800又はスラヤ衛星電話に限る。 (新設)</p> <p>(6) 沿岸小型船舶 SSB無線電話 VHF無線電話</p>	<p>イリジウム端末の明確化 限定沿海区域と平水区域の分離</p>
--	---	---------------------------------------

<p>27 MHz無線電話 40 MHz無線電話 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) <u>ワイドスターⅢ設置型端末((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB <u>イリジウム衛星電話</u> Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 スラヤ衛星電話 ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、衛星船舶・車載端末01、<u>ワイドスターⅢ設置型端末</u>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB、<u>イリジウム衛星電話</u>、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、</p>	<p>27 MHz無線電話 40 MHz無線電話 <u>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> <u>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u> 衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) (新設)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB <u>イリジウム</u> Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 スラヤ衛星電話 ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、<u>サテライト・マリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ</u>、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、</p>	<p>サービス停止 済の端末削除</p> <p>ワイドスター Ⅲ設置型端末 の新設</p> <p>イリジウム端 末の明確化</p> <p>サービス停止 済の端末削除</p> <p>ワイドスター Ⅲ設置型端末 の新設</p>
--	---	---

<p>Oceana 800又はスラヤ衛星電話に限る。</p> <p>(8) (1)から(7)までの区分によらない場合は、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>(注1) 上記(1)から(7)までに掲げる無線設備は、船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(以下、本項においては「告示」という。)に掲げる無線電信等であって、以下のとおり分類したもの。</p> <p>SSB無線電話：告示第1号(1)及び(2)に掲げるもの</p> <p>27 MHz無線電話：告示第2号(1)に掲げるもの</p> <p>40 MHz無線電話：告示第2号(2)に掲げるもの</p> <p>VHF無線電話：告示第2号(3)に掲げるものであって第311条の22第1項でいうVHF無線電話</p> <p>5 W出力型VHF無線電話：告示第2号(3)に掲げる150 MHz帯無線電話</p> <p>400 MHz無線電話：告示第2号(4)に掲げる400 MHz帯無線電話</p> <p>(削除)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB、<u>イリジウム衛星電話</u>、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、Oceana 800、スラヤ衛星電話：告示第4号(1)に掲げる1600 MHz帯無線電話</p>	<p>インマルサットFleet F77、インマルサットFB、<u>イリジウム</u>、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、Oceana 800又はスラヤ衛星電話に限る。</p> <p>(7) (1)から(6)までの区分によらない場合は、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>(注1) 上記(1)から(6)までに掲げる無線設備は、船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(以下、本項においては「告示」という。)に掲げる無線電信等であって、以下のとおり分類したもの。</p> <p>SSB無線電話：告示第1号(1)及び(2)に掲げるもの</p> <p>27 MHz無線電話：告示第2号(1)に掲げるもの</p> <p>40 MHz無線電話：告示第2号(2)に掲げるもの</p> <p>VHF無線電話：告示第2号(3)に掲げるものであって第311条の22第1項でいうVHF無線電話</p> <p>5 W出力型VHF無線電話：告示第2号(3)に掲げる150 MHz帯無線電話</p> <p>400 MHz無線電話：告示第2号(4)に掲げる400 MHz帯無線電話</p> <p><u>マリンホーン</u>：告示第3号(2)に掲げる400 MHz帯無線電話</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB、<u>イリジウム</u>、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、Oceana 800、スラヤ衛星電話：告示第4号(1)に掲げる1600 MHz帯無線電話</p>	<p>イリジウム端末の明確化</p> <p>サービス停止済の端末削除</p> <p>イリジウム端末の明確化</p>
--	--	---

(削除)	<u>サテライト・マリンホン：告示第4号(2)に掲げる2600 MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</u>	サービス停止 済の端末削除
(削除)	<u>サテライトホンDoPaN21：告示第4号(2)に掲げる2600 MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</u>	
(削除)	<u>ワイドスター・マリンホン：告示第4号(2)に掲げる2600 MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</u>	
(削除)	<u>ワイドスターDoPaN21：告示第4号(2)に掲げる2600 MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</u>	
(削除)	<u>ワイドスター・デュオ：告示第4号(2)に掲げる2600 MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</u>	
衛星船舶・車載端末01：告示第4号(2)に掲げる2600 MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)	衛星船舶・車載端末01：告示第4号(2)に掲げる2600 MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)	
<u>ワイドスターⅢ設置型端末：告示第4号(2)に掲げる2600 MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</u>	(新設)	ワイドスターⅢ設置型端末の新設
800 MHz携帯電話・自動車電話：令和4年国土交	800 MHz携帯電話・自動車電話：告示第5号(1)	告示第1080号

<p>通省告示第1080号による改正前の告示第5号 <u>(1)に掲げる800 MHz帯無線電話</u> 1.5 GHz携帯電話・自動車電話：令和4年国土交通省告示第1080号による改正前の告示第5号 <u>(2)に掲げる1500 MHz帯無線電話</u> 2.0 GHz携帯電話・自動車電話：令和4年国土交通省告示第1080号による改正前の告示第5号 <u>(3)に掲げる2000 MHz帯無線電話</u> (削除)</p> <p><u>(注2)</u> 携帯電話・自動車電話については、当該携帯電話・自動車電話のサービスエリア案内図(各事業者が発行しているもの)を参考とすること</p> <p>(f) 第1項第5号の「管海官庁が適当と認める」に当たっては、電気通信事業法第9条第1項の規定による許可を受けた第一種電気通信事業者が電気通信事業の用に供する無線電話(自動車電話、携帯電話等)を適当なものと取り扱って差し支えない。</p> <p><u>心得附則</u> (令和 年 月 日) (施行期日) 本改正後の心得は、令和5年10月11日から施行する。</p>	<p><u>に掲げる800 MHz帯無線電話</u></p> <p><u>1.5 GHz携帯電話・自動車電話：告示第5号(2)に掲げる1500 MHz帯無線電話</u></p> <p><u>2.0 GHz携帯電話・自動車電話：告示第5号(3)に掲げる2000 MHz帯無線電話</u></p> <p><u>(注2)</u> 以下にマリンVHF及びマリンホーンに関する問い合わせ先を掲載する。(別途送付)</p> <p><u>(注3)</u> 携帯電話・自動車電話については、当該携帯電話・自動車電話のサービスエリア案内図(各事業者が発行しているもの)を参考とすること</p> <p>(f) 第1項第5号の「管海官庁が適当と認める」に当たっては、電気通信事業法第9条第1項の規定による許可を受けた第一種電気通信事業者が電気通信事業の用に供する無線電話(自動車電話、携帯電話等)を適当なものと取り扱って差し支えない。</p>	<p>附則適用明確化</p> <p>送付済みのため削除</p>
--	--	---------------------------------

(傍線の部分は改正部分、二重傍線の部分は新設部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>(救命設備の備付数量)</p> <p>58.2(a) 「非常の際に付近の船舶その他の施設に対し必要な信号を有効確実に発信できる設備であって国土交通大臣が定めるもの」とは、小型船舶安全規則第58条第2項第1号ロの設備を定める告示(運輸省告示第343号平成6年5月19日)によるが、同告示第4号の「非常の際に陸上との間で有効かつ確実に通信を行うことができる無線電話装置」とは、次に掲げる無線電話とする。</p> <p>(1) 漁業無線</p> <p>(2) 5W出力型VHF無線電話(マリンVHFを含む。)ただし、16ch(156.8MHz)(緊急通信用)付きのものに限る。</p> <p>(3) 国際VHF(VHF無線電話)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(4) 衛星船舶・車載端末01</u></p> <p><u>(5) ワイドスターⅢ設置型端末</u></p> <p><u>(6) インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</u></p> <p><u>(7) イリジウム衛星電話</u></p> <p><u>(8) Isat Phone Pro、Isat Phone 2</u></p>	<p>(救命設備の備付数量)</p> <p>58.2(a) 「非常の際に付近の船舶その他の施設に対し必要な信号を有効確実に発信できる設備であって国土交通大臣が定めるもの」とは、小型船舶安全規則第58条第2項第1号ロの設備を定める告示(運輸省告示第343号平成6年5月19日)によるが、同告示第4号の「非常の際に陸上との間で有効かつ確実に通信を行うことができる無線電話装置」とは、次に掲げる無線電話とする。</p> <p>(1) 漁業無線</p> <p>(2) 5W出力型VHF無線電話(マリンVHFを含む。)ただし、16ch(156.8MHz)(緊急通信用)付きのものに限る。</p> <p>(3) 国際VHF(VHF無線電話)</p> <p><u>(4) サテライト・マリンホン</u></p> <p><u>(5) サテライトホンDoPaN21</u></p> <p><u>(6) ワイドスター・マリンホン</u></p> <p><u>(7) ワイドスターDoPaN21</u></p> <p><u>(8) ワイドスター・デュオ</u></p> <p><u>(9) 衛星船舶・車載端末01</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(10) インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</u></p> <p><u>(11) イリジウム</u></p> <p><u>(12) Isat Phone Pro、Isat Phone 2</u></p>	<p></p> <p>サービス停止 済の端末削除</p> <p>ワイドスター Ⅲ設置型端末 の新設</p> <p>イリジウム端 末の明確化</p>

<p><u>(9) Oceana 800</u> <u>(10) スラヤ衛星電話</u></p> <p>(b) 「検査機関が当該小型船舶の通信設備等を考慮して差し支えないと認める場合は、検査機関の指示するところによる」とは、次によること。</p> <p>(1) 次のいずれかの通信設備を備える場合にあつては、小型船舶用火せん二個を省略することができる。</p> <p>漁業無線 国際VHF (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>衛星船舶・車載端末01 <u>ワイドスターⅢ設置型端末</u> インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB <u>イリジウム衛星電話</u> Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 スラヤ衛星電話 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(救命設備規則第39条の規定に適合するもの) 小型船舶用軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(小安則第57条の3の規定に適合するもの)</p>	<p><u>(13) Oceana 800</u> <u>(14) スラヤ衛星電話</u></p> <p>(b) 「検査機関が当該小型船舶の通信設備等を考慮して差し支えないと認める場合は、検査機関の指示するところによる」とは、次によること。</p> <p>(1) 次のいずれかの通信設備を備える場合にあつては、小型船舶用火せん二個を省略することができる。</p> <p>漁業無線 国際VHF <u>サテライト・マリンホン</u> <u>サテライトホンDoPaN21</u> <u>ワイドスター・マリンホン</u> <u>ワイドスターDoPaN21</u> <u>ワイドスター・デュオ</u> 衛星船舶・車載端末01 (新設) インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB <u>イリジウム</u> Isat Phone Pro、Isat Phone 2 Oceana 800 スラヤ衛星電話 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(救命設備規則第39条の規定に適合するもの) 小型船舶用軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(小安則第57条の3の規定に適合するもの)</p>	<p>サービス停止 済の端末削除</p> <p>ワイドスター Ⅲ設置型端末 の新設</p> <p>イリジウム端 末の明確化</p>
---	--	---

<p>(2) 次の通信設備を備える場合にあつては、小型船舶用火せん一個を省略することができる。 携帯電話・自動車電話 (NTTドコモ mova, NTTドコモ FOMA, KDDI au CDMA 1X, KDDI au CDMA 1X WIN, KDDI ツーカー, ソフトバンクモバイル Softbank 6-2, ソフトバンクモバイル Softbank 3G に限る。)</p> <p>(航海用具の備付け) 82.1(a) (略) (b) 第1号の表中「ラジオ」の摘要の欄の「その他有効な通信設備を備える船舶」とは、次の設備を備える船舶をいう。</p> <p>(1) HF無線電話、HF直接印刷電信、HFデジタル選択呼出装置又はHFデジタル選択呼出聴守装置 (2) インマルサット等直接印刷電信又はインマルサット等無線電話 (3) MF無線電話又はMFデジタル選択呼出装置 (4) SSB無線電話 (5) 27 MHz無線電話 (6) 40 MHz無線電話 (7) 150 MHz無線電話 (国際VHF) (8) 衛星船舶・車載端末01</p> <p><u>(9) ワイドスターⅢ設置型端末</u> <u>(10) インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</u></p>	<p>(2) 次の通信設備を備える場合にあつては、小型船舶用火せん一個を省略することができる。 携帯電話・自動車電話 (NTTドコモ mova, NTTドコモ FOMA, KDDI au CDMA 1X, KDDI au CDMA 1X WIN, KDDI ツーカー, ソフトバンクモバイル Softbank 6-2, ソフトバンクモバイル Softbank 3G に限る。)</p> <p>(航海用具の備付け) 82.1(a) (略) (b) 第1号の表中「ラジオ」の摘要の欄の「その他有効な通信設備を備える船舶」とは、次の設備を備える船舶をいう。</p> <p>(1) HF無線電話、HF直接印刷電信、HFデジタル選択呼出装置又はHFデジタル選択呼出聴守装置 (2) インマルサット等直接印刷電信又はインマルサット等無線電話 (3) MF無線電話又はMFデジタル選択呼出装置 (4) SSB無線電話 (5) 27 MHz無線電話 (6) 40 MHz無線電話 (7) 150 MHz無線電話 (国際VHF) (8) <u>サテライト・マリンホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ又は衛星船舶・車載端末01</u> (新設) <u>(9) インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</u></p>	<p>サービス停止 済の端末削除</p> <p>ワイドスターⅢ設置型端末の新設</p>
--	---	---

<p> <u>(10)</u> <u>イリジウム衛星電話</u> <u>(12)</u> Isat Phone Pro、Isat Phone 2 <u>(13)</u> Oceana 800 <u>(14)</u> スラヤ衛星電話 (c) ～(e) (略) </p> <p> <u>心得附則</u> (令和 年 月 日) (施行期日) 本改正後の心得は、令和5年10月11日から施行する。 </p>	<p> <u>(10)</u> <u>イリジウム</u> <u>(11)</u> Isat Phone Pro、Isat Phone 2 <u>(12)</u> Oceana 800 <u>(13)</u> スラヤ衛星電話 (c) ～(e) (略) </p>	<p>イリジウム端末の明確化</p>
---	---	--------------------

船舶設備規程に関する船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の経緯

船舶に備えなければならない無線設備については、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第4条第1項の規定に基づき、船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）第311条の22において無線電信等として規定されている。

今般、一般通信用無線電信等として規定される無線設備のうち、衛星通信を用いた無線設備について、新たな衛星による通信サービス（ワイドスターⅢ）の運用が開始されることとなったところ、このサービスにおいて使用される端末（以下「新規端末」という。）について、一般通信用無線電信等として規定することとする。

なお、既存の衛星を用いたサービス（ワイドスターⅡ）については、当面の間、運用の継続が予定されていることから既存のサービスにおいて用いられる端末についても、引き続き一般通信用無線電信等として認めることとする。

2. 改正の概要

- （1）一般通信用無線電信等に、新規端末を規定する。
- （2）その他所要の改正を行う。

3. 今後の予定

公布：令和5年10月11日

施行：令和5年10月11日